

○スポーツを観戦するための施設の整備

地場産業の起点としてのスポーツ施設の高付加価値化

■提言先：政府、地方自治体、施設管理者

トップアスリートの活動を支援する環境を整備することは、彼らが所属するトップレベルスポーツクラブの経営基盤を安定化させることを意味する。これを実現するためには、不透明な経済状況や個人の興味・関心が多様化している社会状況を考慮すれば、特定の企業等に頼ることなく地域社会全体でトップクラブを支えることが必要となる。そのためには、スポーツ産業が地場産業として育成されることが必須となる。

スポーツ産業は装置産業であるがゆえ、産業育成のためには、試合会場たるスポーツ施設の充実是不可欠である。モノ不足の時代においては、機能を必要最低限に絞り込んだ「体育」施設を一つでも多く整備することが重要であったことは理解できるが、モノ余りの現代においては、バリアフリーは当然のこととして、ユニバーサルデザインの先をゆく、快適な高付加価値施設が求められる。すなわち、経験商品としてのスポーツ観戦を楽しむ場、地域財界人の交流の場、スポーツ映像制作の場、あるいは観光名所としての場としてスポーツ施設が機能することが求められる。

スポーツ観戦の醍醐味の一つは臨場感にあるが、フィールドやコートから観戦席が遠かったり、視界が遮られたりすれば、その魅力は薄れてしまう。クラブを対象としたヒアリング調査から、観戦を楽しんでもらうために、試合のたびに仮設スタンドを設置する事例がみられた。仮設スタンドの設置費用は、クラブ経営を圧迫しており、クラブ経営の安定化とは対極の事態が起きていることがわかった。

また、トイレ、特に女子トイレの数が不足していること、飲食売店が未整備あるいは不足していること、雨が多い国であるにもかかわらず屋根付き屋外施設の数が圧倒的に少ないことも、調査から明らかになった。これでは、スポーツ施設が地場産業の育成の起点となるどころか、産業発展の妨げとなっているといわざるを得ない。

例えば、アリーナにスライド式可動席が設置されれば、観戦者はより臨場感のある席で試合を楽しめる。そして試合主催者たるクラブの試合開催費用の負担は軽減される。また利用者の要望に合わせた施設を提供できる施設所有者および管理者は、施設の利用頻度を増やすことができるなど3重の利点が生まれる。あるいは、場内FM放送設備が設置されれば、来場者サービスの幅は広がる。スポーツ観戦という経験を演出するという視点から施設を整備することが重要である。

試合会場には、クラブを支える協賛企業関係者も多く集まる。試合のたびに業種を超えた地域財界人の交流の場が創出されることになる。ヒアリング調査によれば、残念ながら、このような交流の場に相応しいホスピタリティ空間を既存のスポーツ施設内に設置するのは難しいとの回答があった。トップクラブが磁石となって地域の経営者を引きつけ、経営者間での化学反応が起こるような場を提供することは、地域社会の活性化に有効である。もちろん、充実したホスピタリティ空間そのものは、新たな産業の創出につながることは言及するまでもない。

さて、試合という商品は生産と消費が同時に行われるという特徴をもつ。目の前で繰り出されるトップアスリートによる高度なパフォーマンスを、観戦者は次々と消費していくわけであるが、生み出されては消えていくシーンは映像として記録することができる。制作した試合映像をテレビ放送すれば、そこには放送ビジネスが生まれる。さらに映像の2次使用ビジネスに発展させることも考えられる。試合分析用の素材として使えば、競技力や審判力の向上にもつながる。映像ビジネスの可能性は大いに広がるが、そのためにはカメラで試合を撮影することが必要となる。

しかしながら、プロジェクト会議の有識者からは、映像を制作するうえで既存のスポーツ施設には問題点が多いことが指摘された。十分な照度をもつ照明設備や実況解説席、電源設備など、映像制作を行うための設備が不十分であるだけでなく、カメラの設置に苦勞する施設は決して少なくないとの意見があった。また、撮影した映像の伝送設備にも改善の余地がある。施設の不備を補うための追加費用が映像制作費を押し上げているのであれば、地場産業の育成という観点からも、その要因は取り除かれるべきである。

ヒアリング調査によれば、トップアスリートによる試合の多くは公共スポーツ施設で開催されている。また、文部科学省の「体育・スポーツ施設現況調査」（平成14年）によれば、学校および大学・高等専門学校の体育施設を除けば、体育・スポーツ施設の7割は公共施設が占めている。このことから、スポーツ産業の育成・振興において公共スポーツ施設が果たすべき役割の大きさをうかがい知ることができる。

スポーツ振興法第3条「施策の方針」の第2項は「この法律に規定するスポーツの振興に関する施策は、営利のためのスポーツを振興するためのものではない。」とある。この条項の解釈によってスポーツ産業の育成・振興が妨げられているのであれば、政府や地方公共団体は解釈を変更し、totoの助成等によってスポーツ施設の高付加価値化のための改修・改築に着手すべきである。

なお、施設の改修・改築を行ううえでは、必ず利用者の意見を取り入れることが重要となる。ここでいう利用者とは、試合主催者たるトップクラブや地域の放送事業者である。プロジェクト会議の有識者によれば、スポーツイベントの開催経験のない建築家の意見を取り入れ、華美かつ unnecessaryな設備が施されたスポーツ施設の数決して少なくないという。スポーツ施設は地場産業の起点である、という視点を決して失ってはならない。

